

日本地すべり学会特別研究員細則

(総則)

- 第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第19条第2項に基づき、この細則を定める。この細則は、学会の特別研究員の採用及び処遇について、必要な事項を定める。
- 2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(定義)

- 第2条 学会は、この細則に定める研究課題及び規則第21条第1項に定める受託事業を実施するために、これら課題及び事業に必要な高度の専門的な知識経験を有し、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を、任期を定めて特別研究員として雇用することができる。

(雇用の判断)

- 第3条 特別研究員を雇用すること及びその任期（5年を超えない範囲とする。）は理事会が決定する。
- 2 会長は、特別研究員の任期が5年に満たない場合にあつては、採用した日から5年を超えない範囲内において、その任期を更新することができる。この場合、会長は、その任期を明示しなければならない。

- 3 前項の任期の更新を行った場合、会長は理事会へ報告しなければならない。

(俸給)

第4条 特別研究員の俸給は、職員俸給細則に定めるとおりとする。

- 2 会長は、特別研究員の号俸を、その者が従事する業務に応じ、かつ日本学術振興会の特別研究員-PDの研究奨励金の金額を参照して決定する。

(採用方法)

第5条 特別研究員の雇用は、公募による選考採用により行うものとする。このとき、任期を明示しなければならない。

- 2 公募はホームページ等を用いて広報し、雇用の判定に必要とする履歴書及び研究業績に関する書類等を応募者に提出させるものとする。

(選考)

第6条 選考は、次項に定める選考委員による書類審査及び面接試験によって行う。

- 2 選考委員は次の通りとする。会長、副会長、専務理事、総務部長、事務局長、その他会長が必要と認めた者。

- 3 選考委員は、次の基準により、応募者から採用者を決定する。ただし選考委員による審議により、選考の基準について、変更することが出来る。

(1) 学術の将来を担う優れた研究者となることが十分期待できること。

(2) 研究業績が優れており、研究計画を遂行できる能力が示されていること。

(3) 学会の研究事業に適合する高度な専門的知識を有すること。

(4) 学会の特別研究員として、主体的に研究を実施する能力があること。

(就業規則)

第7条 特別研究員は、この細則に定めるところのほか、職員就業細則の定めるところに従って、就業するものとする。

(研究課題)

第8条 特別研究員は、研究課題を立案し実施することができる。

- 2 前項の研究課題の計画は、事業年度ごとに特別研究員が作成し、専務理事の承認を必要とする。
- 3 特別研究員は、事業年度終了時に、課題の進捗、成果及び経費について専務理事に報告をしなければならない。
- 4 課題の実施に必要な事務処理は学会事務局において行う。

附則

この細則は平成29年3月14日に新規制定したもので、同日から施行する。

この細則の施行日にすでに学会の任期付き特別研究員である者については、そ

の者の採用の日に遡及して本細則を適用する。

附則

この細則は平成 29 年 8 月 22 日に改定したもので、同日から施行する。